**平成２３年（フ）第２３７号**
札幌市東区北22条東18丁目４番８号　グランドール元町Ｂ棟301号
債務者　樋口　真志
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２６２号**
北海道石狩市花川南10条２丁目148番地　ルピナス１―201号
債務者　菊地　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３０４号**
札幌市北区北27条西７丁目２番20号　晃和ハイツ102号
債務者　藤田　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４００号**
札幌市清田区清田８条１丁目６番20号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４０９号**
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番10―208号
債務者　矢田　　薫（旧姓夏目）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４１６号**
札幌市手稲区手稲本町４条２丁目２番３―301号
債務者　木村　明美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５５号**
盛岡市高松３丁目８番63号
債務者　永井　貞行
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第７６号**
盛岡市紺屋町７番23号　長岡ハイツ106号、旧住所盛岡市紺屋町６番24―202号
債務者　藤田真知子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第９２号**
盛岡市津志田27地割24番地６　ラグジェリー102号
債務者　昆　　祥一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第９６号**
岩手県宮古市重茂第１地割33番地
債務者　粟津　宏海
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第１０１号**
岩手県岩手郡雫石町根堀49番地４
債務者　横手　謙治
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２３年（フ）第２号**
山形県鶴岡市三光町７番17号
債務者　菊地　一朗
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第３号**
山形県鶴岡市朝暘町24番16号　Ｂ棟
債務者　田村　孝幸
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２３年（フ）第３４号**
群馬県前橋市田口町1216番地１　田口県営住宅Ｄ―65号
債務者　當間麻菜美（旧姓粟國）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第５５号**
群馬県前橋市富士見町米野413番地
債務者　大友奈津子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第６８号**
群馬県前橋市荻窪町1227番地　立川コーポ椿荘５号
債務者　竹澤　史朗
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

**平成２３年（フ）第７０号**
群馬県伊勢崎市境下渕名2773番地
債務者　長田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所